

## 「JA原告の組合員に圧力」

### 経費訴訟 弁護士会が改善要望

コメの委託販売を巡り、合意なしに経費を差し引かれたのは不当として、JA庄内みどり(酒田市)の組合員が同JAを相手取り、未払い金を支払うよう求めている訴訟で、同JAが訴訟の原告団に關係する組合員に対して人権侵害を行っているとして、県弁護士会が、改善を求める勧告・要望書を同JAに提出していたことが分かった。

原告団が25日に同市で記者会見を開いて明らかにした。それによると、同JA

が、原告団に参加するためにコメの販売数量などの情報開示を求めた組合員をリストラ化し、電話や戸別訪問で提訴を思いとどまるよう要求。原告団に対し、同JAの会議室の貸し出しを拒否するなどの圧力をかけた。原告団が昨年12月、県弁護士会に人権救済の申し立て

を行い、同会が今月9日、組合員の裁判を受ける権利を侵害しているなどとして、同JAに対し、組合員らを不当に扱うことなどを控えるよう求めた。

訴訟は2016年6月、組合員4人が起こし、原告は現在114人になっている。原告団の佐藤清団長(62)は「これを機に、原告加入予定の組合員に害が及ぶことがないようにしてほしい」と訴えた。

同JAの担当者は「勧告・要望書の内容を慎重に検討し、改善すべき点は改善したい」とした。